

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－５ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－５－１ 意義</p> <p>Ⅱ－３－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) リスク商品に係る業務</p> <p>① 有価証券関連商品の販売 (略)</p> <p>② 特定預金等の受入れ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－５ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－５－１ 意義</p> <p>Ⅱ－３－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) リスク商品に係る業務</p> <p>① 有価証券関連商品の販売 (略)</p> <p>② 特定預金等の受入れ (略)</p> <p>— <u>特定預金等のうち金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引若しくは商品先物取引法第2条第15項に規定する商品デリバティブ取引を組み込んだ預金（いわゆる「仕組預金」）で、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組みを有するものの販売・勧誘</u></p> <p><u>特定預金等については、金融商品取引法の不招請勧誘の禁止規定が準用されていることにかんがみ、特に店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組みを有する複雑な仕組預金を受け入れるときには、</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現行	改正案
<p>— 特定保険契約の募集 （略）</p> <p>（４）保険募集 （略）</p> <p>Ⅱ－３－２－５－３ 監督手法・対応</p> <p>（１）リスク商品等の販売・説明態勢等については、金融商品取引法、保険業法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を</p>	<p>以下の態勢が整備されているかに留意するものとする。</p> <p>イ. <u>複雑な仕組預金に関する注意喚起文書の配布に係る留意事項</u></p> <p>    i) <u>リスクに関する注意喚起、）トラブルが生じた場合の金融ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書（注意喚起文書）を配布し、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているか。また、その実施状況を適切に確認できる態勢となっているか。</u></p> <p>ロ. <u>複雑な仕組預金の勧誘に係る留意事項（合理的根拠適合性・勧誘開始基準）</u></p> <p>    個人顧客に対して複雑な仕組預金の勧誘を行うにあたっては、顧客保護の充実を図る観点から、適合性原則等に基づく勧誘の適正化を図ることが重要であり、例えば、以下の点に留意して検証することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>顧客へ提供する仕組預金としての適合性（合理的根拠適合性）の事前検証を行っているか。</u></li> <li>・ <u>仕組預金のリスク特性や顧客の性質に応じた勧誘開始基準を適切に定め、当該基準に従い適正な勧誘を行っているか。</u></li> </ul> <p>ハ. <u>複雑な仕組預金のリスク説明に関する留意事項</u></p> <p>    <u>複雑な仕組預金のリスク説明の監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「Ⅳ－３－３－２ 勧誘・説明態勢（６）」を参照するものとする。</u></p> <p>— 特定保険契約の募集 （略）</p> <p>（４）保険募集 （略）</p> <p>Ⅱ－３－２－５－３ 監督手法・対応</p> <p>（１）リスク商品等の販売・説明態勢等については、金融商品取引法、保険業法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現行	改正案
<p>通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析等により、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に疑義が生じた場合、顧客を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行為に該当する疑義がある場合には、原因及び改善策等について関係法令等に照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づく報告徴求等に併せて法第 24 条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。</p> <p>また、重大な問題があると認められる場合には、関係法令に基づく業務改善命令等に併せて法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析等により、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に疑義が生じた場合、顧客を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行為に該当する疑義がある場合、<u>複雑な仕組預金に関する適切な販売・説明態勢等の有効性等に疑義がある場合には</u>、原因及び改善策等について関係法令等に照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づく報告徴求等に併せて法第 24 条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。</p> <p>また、重大な問題があると認められる場合には、関係法令に基づく業務改善命令等に併せて法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>